

○南相馬市老人福祉センター設置条例

平成18年1月1日

条例第117号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、市民の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、南相馬市老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人福祉センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(休所日)

第3条 老人福祉センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間等)

第4条 南相馬市健康福祉センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入浴時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所時間及び入浴時間を変更することができる。

(利用できる者)

第5条 老人福祉センターを利用できる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。

2 指定管理者は、老人福祉センターの運営上支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、これを利用させることができる。

(利用の許可)

第6条 老人福祉センターの施設設備の全部又は一部を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、老人福祉センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、老人福祉センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、老人福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 前条各号に該当する理由が生じたとき。

(2) この条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、利用者に損害があっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

（利用者の義務）

第9条 利用者は、指定管理者の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員を超えて入場させないこと。

(2) 施設等を損傷するおそれのある行為をし、又はさせないこと。

(3) 指定管理者の許可を受けた者のほか、老人福祉センターの建物及び敷地内において、物品の販売若しくは金品の寄附募集の行為をし、又はさせないこと。

(4) 利用が終わったとき、又は利用許可が取り消されたときは、直ちに、施設等を原状に回復して返還すること。

（損害賠償）

第10条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により老人福祉センターの施設等を滅失し、又はき損したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者の公募）

第12条 市長は、指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、老人福祉センターの適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の範囲）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 老人福祉センターの管理及び運営に関する業務

(2) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 老人福祉センターの利用許可等に関する業務

(4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(5) 利用料金の減額及び免除に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、老人福祉センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第 1 4 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) サービスの向上を図ることができるものであること。

(3) 老人福祉センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(4) 老人福祉センターの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。

(5) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第 1 5 条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第 2 0 条第 1 項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第 1 6 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、老人福祉センターの管理に関する業務を行わなければならない。

(1) この条例の規定を遵守し、適正な老人福祉センターの運営を行うこと。

(2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 2 5 条において同じ。) の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第 1 7 条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と老人福祉センターの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 1 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 3 0 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 2 0 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 3 0 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 管理経費の収支状況に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による老人福祉センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第19条 市長は、老人福祉センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（指定の取消し等）

第20条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による老人福祉センターの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

（利用料金の納付等）

第21条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

（利用料金の収入）

第22条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第23条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第24条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第25条 指定管理者及び老人福祉センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、老人福祉センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

（市長による管理）

第26条 第3条から第10条まで、第21条、第23条、第24条及び別表第2の規定は、指定管理者に代わって、市長が老人福祉センターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「貸切り利用料金」とあるのは「貸切り使用料」と、第3条から第8条第1項まで中「指定管

理者」とあるのは「市長」と、第 8 条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第 9 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 10 条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 21 条第 1 項及び第 3 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 2 項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第 23 条及び第 24 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（委任）

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町老人福祉センター設置条例（昭和 58 年小高町条例第 5 号）又は原町市老人福祉センター設置条例（昭和 56 年原町市条例第 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市老人福祉センター設置条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市老人福祉センター設置条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成 18 年南相馬市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年 12 月 18 日条例第 36 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の南相馬市老人福祉センター設置条例（以下「改正後条例」という。）の規定による南相馬市健康福祉センターの利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後条例の例により行うことができる。

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日条例第41号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
南相馬市健康福祉センター	南相馬市原町区小川町668番地の1

別表第2（第21条関係）

1 南相馬市健康福祉センター利用料金

（1）入浴料

区分	入浴料	摘要
市内に住所を有する60歳以上の者	200円	1日1人当たりの利用料金とする。
市内に住所を有する中学生以上60歳未満の者	500円	
市内に住所を有しない中学生以上の者	500円	
小学生以下	200円	

（2）施設基本利用料金

区分	市内に住所を有する60歳以上の者	その他の者	適要
第1和室	200円	300円	1室1時間当たりの貸切り利用料金とする。
第2和室	200円	300円	
教養室	300円	450円	
集会室	400円	600円	
多目的ホール（片面）	500円	750円	
多目的ホール（全面）	850円	1,300円	
トレーニング室	100円	300円	1日1人当たりの利用料金とする。 トレーニング室のみを利用する場合は上段の料金とし、同時に入浴を利用する場合は下段
	無料	100円	

		の料金とする。
--	--	---------

備考

- 1 その他の者とは、市内に住所を有する60歳未満の者及び市内に住所を有しない者をいう。
- 2 トレーニング室を利用する者は中学生以上の者に限る。
- 3 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。
- 5 営利を目的として、物品の販売、宣伝その他これらに類する目的をもって利用する場合は、1時間当たりの利用料金の100分の200に相当する額を加算する。
- 6 準備のために利用する場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の50に相当する額とする。